

【令和3年度】 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

令和3年度については、特に大規模農場（成牛200頭以上（育成牛等の場合3,000頭以上）、豚3,000頭以上、鶏10万羽以上）に対して重点的な指導を行う。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<p>(3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルは、下記について併せて規定すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とする ② 従業員に対する講習会の開催頻度や更衣・消毒の手順の周知方法 ③ 手順に沿った更衣・消毒の実施状況や事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録付けの方法 <p>(15) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等</p> <p>(17) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p> <p>(23) 畜舎に立ち入る者の手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒等をさせること。
豚及びいのしし	<p>(3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルは、下記について併せて規定すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とする ② 従業員に対する講習会の開催頻度や更衣・消毒の手順の周知方法 ③ 手順に沿った更衣・消毒の実施状況や事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録付けの方法 <p>(15) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等</p> <p>(16) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>(23) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止</p> <p>(25) 畜舎に立ち入る者の手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒等をさせること。 <p>(26) 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置及び使用</p> <p>(29) 畜舎等に野生動物の侵入防止のための防鳥ネット等の設置、点検及び修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットや防護柵等を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕すること。

<p>鶏その他 家きん</p>	<p>(3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルは、下記について併せて規定すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とする ② 従業員に対する講習会の開催頻度や更衣・消毒の手順の周知方法 ③ 手順に沿った更衣・消毒の実施状況や事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録付けの方法 ④ 野生動物侵入防止対策の日常の点検方法・体制 ・ 早期通報の基準（通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）について具体的な数値や写真を用いて日頃、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有した上で実践すること。 <p>(14) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>(20) 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家きん舎の数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践すること。 <p>(24) 野生動物の侵入防止のための防鳥ネット等の設置、点検及び修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家きん舎周辺の整理・整頓（野生動物の隠れ場所となる物品を置かないことや、家きん舎周辺の草刈り）や、野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な 2cm 以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕に取り組むこと。 ・ ウインドレスの家きん舎であっても、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するため、カバーやシャッターの設置等の対策を行うこと。
---------------------	--